

京田辺市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年6月6日(月)午後3時から午後3時42分

2 開催場所 305会議室

3 出席委員(24人)

会長	5番	喜多義治
会長職務代理者	9番	澤田康夫
	1番	石坂 清
	2番	上村孝男
	3番	奥西和子
	6番	北尾清晴
	7番	小泉辰夫
	8番	香村侃彦
	10番	下村茂樹
	11番	正田文敏
	12番	田中和雄
	13番	徳田和彦
	14番	中川利一
	15番	藤田俊郎
	16番	堀江幸和
	17番	前川義一
	18番	水山裕司
	19番	森 岳人
	20番	森田三彦
	21番	守本和廣
	22番	山崎安喜男
	23番	山下明子
	24番	山本邦彦
	25番	米田五司

4 欠席委員(1人)

4番 川端美恵

5 議事日程

(1) 議事録署名委員の指名

(2) 報告第1号 専決処分による報告(農地法第4条の規定による届出について)

報告第2号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可について
- 第2号議案 非農地証明の承認について
- 第3号議案 「令和3年度京田辺市農業委員会活動の目標及びその達成に向けた活動の農地法第3条の規定による許可について点検・評価(案)」及び「令和4年度京田辺市農業委員会活動の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」について

(3) その他

6 農業委員会事務局職員

事務局長 迫田 英昭
 事務局長補佐 岩本 真吾
 主任 寒川 悠也

7 会議の概要

迫田事務局長	(農業委員会事務局長 挨拶)
喜多会長	(農業委員会会長 挨拶)
喜多会長	<p>ただいまの出席委員は24名でございます。定足数に達しておりますので、これより京田辺市農業委員会6月総会を開会いたします。</p> <p>京田辺市農業委員会規則第12条2項によりまして、会議録の署名委員を2名選出しなければなりません。私から指名してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
喜多会長	はい。ありがとうございます。
	それでは、下村委員、前川委員、よろしく申し上げます。
喜多会長	それでは、報告第1号、事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>報告第1号、専決処分による報告(農地法第4条に規定による届出について)</p> <p>(番号1について、地域は興戸、地目は台帳、現況ともに畑、面積、届出人について説明。転用目的は農業用器具置場。場所について説明。受理通知年月日は、令和4年4月27日。)</p> <p>(番号2について、地域は三山木、地目は台帳、現況ともに田、面積、届出人について説明。転用目的は共同住宅建築。場所について説明。受理</p>

	<p>通知年月日は、令和4年5月2日。)</p> <p>(番号3について、地域は三山木、地目は台帳、現況ともに畑、面積、届出人について説明。転用目的は露天駐車場。場所について説明。受理通知年月日は、令和4年5月10日。)</p>
喜多会長	それでは、報告第1号、地元委員の説明をお願いいたします。
委員	(番号1について、地元委員から説明)
委員	(番号2について、地元委員から説明)
委員	(番号3について、地元委員から説明)
喜多会長	<p>報告第1号、専決処分による報告について、何かご質問、ご意見はございませんか。</p> <p>(なし)</p>
喜多会長	それでは、報告第1号、専決処分による報告(農地法第4条の規定による届出について)、受理決定をさせていただきます。
喜多会長	続きまして、報告第2号、事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>報告第2号、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について (番号1について、地域は松井、地目は台帳、現況ともに畑、面積、貸し人、借り人について説明。事由は携帯基地局の設置。)</p>
喜多会長	それでは、報告第2号について、地元委員の説明をよろしくをお願いします。
委員	(番号1について、地元委員から説明)
喜多会長	<p>報告第2号について、何かご質問、ご意見はございませんか。</p> <p>(なし)</p>
喜多会長	それでは、報告第2号、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について、受理決定をさせていただきます。
喜多会長	続きまして、第1号議案、農地法第3条の規定による許可について、事務

<p>事務局</p>	<p>局、説明をお願いします。</p> <p>第1号議案、農地法第3条の規定による許可について。</p> <p>(番号1について、地域は大住、地目は台帳、現況ともに田、筆数、面積、譲渡人、譲受人について説明。事由は、譲渡人は公売物件。譲受人は農業経営拡大のため。)</p> <p>(番号2について、地域は大住、地目は台帳、現況ともに田、筆数、面積、譲渡人、譲受人について説明。事由は、譲渡人は耕作困難なため。譲受人は農業経営拡大のため。)</p> <p>(番号3について、地域は大住、地目は台帳、現況ともに田、筆数、面積、譲渡人、譲受人について説明。事由は、譲渡人は耕作困難なため。譲受人は農業経営拡大のため。)</p>
<p>喜多会長</p>	<p>本日、3班の委員が現地確認。班長の委員より、報告をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>議案1の1番、2番、3番、現地確認。問題無し。</p>
<p>喜多会長</p>	<p>それでは、第一号議案の番号1より、地元委員の説明をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>(番号1について、地元委員から説明)</p>
<p>委員</p>	<p>(番号2、番号3について、地元委員から説明)</p>
<p>喜多会長</p>	<p>第1号議案について、何かご質問、ご意見はございませんか。</p>
<p></p>	<p>(なし)</p>
<p>喜多会長</p>	<p>よろしいですか。異議等はございませんか。</p>
<p></p>	<p>(異議なし)</p>
<p>喜多会長</p>	<p>それでは、異議等が無いようですので、第1号議案、農地法第3条の規定による許可について、受理決定をさせていただきます。</p>
<p>喜多会長</p>	<p>続きまして、第2号議案非農地証明の承認について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>第2号議案、非農地証明の承認について、</p>
<p></p>	<p>(番号1と2が同一内容のため、まとめて説明。地域は薪、地目は台帳が</p>

	<p>畑、現況が非農地、筆数。面積、申請人について説明。事由について説明。非農地証明は、昭和50年8月11日付の、京都府農林水産省部長通達により、風水害の災害により農地に復元することが困難なもの、農業委員会がやむを得ないと認めたものについては、非農地証明を交付することができる。とある。本件は、土砂流出等の緊急防災措置を行うため当該農地を防災池の設置場所として、早急に設置しなければならない状況である事をふまえ、農地法及び、農業振興地域の整備に関する法律に抵触する事の無い適正な手続きを行うにあたり、非農地証明の申請はやむを得ないものと考え。尚、この事について去る令和4年5月30日に農地農政委員会を開き、農地担当委員6名と地元委員により、事前に現地調査ならびに、非農地判断に係る審議を行っている。）</p> <p>喜多会長 農地農政委員会の報告をお願いします。</p> <p>委員 (番号1、番号2について、農地農政委員から説明)</p> <p>喜多会長 それでは、第2号議案について地元委員の説明をお願いします。</p> <p>委員 (番号1、番号2について、地元委員から説明)</p> <p>喜多会長 それでは第2号議案について、何かご質問、ご意見はございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>喜多会長 ご異議等はございませんか。よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>喜多会長 それでは、異議等が無いようですので、第2号議案、非農地証明の承認について、受理決定をさせていただきます。</p>
<p>喜多会長</p> <p>迫田事務局 長</p> <p>喜多会長</p>	<p>続きまして、第3号議案について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>(令和3年度京田辺市農業委員会活動の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について説明)</p> <p>(令和4年度の京田辺市農業委員会活動の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について説明)</p> <p>只今、事務局より第3号議案について説明がありました。これについて何かご質問、ご意見はございませんか。</p> <p>(なし)</p>

喜多会長	<p>ご異議等はありませんか。よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
喜多会長	<p>ご異議等が無いようですので、第3号議案について、決定をさせていただきます。</p>
喜多会長	<p>以上で総会は終わります。</p> <p>慎重なご審議ありがとうございました。</p> <p>(閉会)</p>